



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三井松島産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 串間 新一郎
(コード番号 1 5 1 8 東証第 1 部、福証)
問合せ先 常務執行役員 高田 義雄
(TEL 092-771-2171)

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「旧施策」といいます。）を導入いたしました。

旧施策の有効期間は、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からその継続の是非を含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成 20 年 6 月 30 日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は旧施策を一部変更したうえで、特定の株主又は株主グループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。本施策の有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、決議にあたっては、当社監査役 4 名（うち 3 名は社外監査役）の全員が出席する監査役会において全ての監査役が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に同意していることが、監査役会を代表して常勤監査役より意見が述べられております。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりです。加えて、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、当社グループの企業価値に関わる独自の取組みをも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替提案を株主に提示することは、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくこともまた当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものがあります。

第2 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、大正2年(1913年)の創業以来、池島炭鉱を閉山した平成13年(2001年)まで90年近く国内炭鉱の経営を行ってまいりました。その間、松島、大島、池島での炭鉱操業により培われた経営ノウハウは、海外炭鉱の開発・経営参画に活かされております。

その成果の一つが当社の海外子会社の三井松島オーストラリア社が32.5%の権益を保有する豪州・リデル炭鉱であり、順調な操業に伴う安定的な石炭生産が当社グループの大きな収益源となっております。

当社グループは、平成25年(2013年)に100周年を迎えることとなります。この長きに亘る歴史と現状に安寧とせず、堅実性に加え、常に挑戦を続ける斬新な企業グループとして成長を続けます。

そして今後も成長を続ける当社グループの源泉は、次の3つであります。

①炭鉱経営の技術力＝国内炭鉱（松島、大島、池島炭鉱）で長年に亘って培ってきた炭鉱開発、石炭生産、保安全管理など炭鉱経営の技術力は他にはない当社の強みであり、海外の炭鉱経営に活かされております。

②優良需要家への販売力＝鉄鋼業界、電力業界をはじめとする多業種に亘る優良需要家への小回りの効く販売活動を通じて、各業界から石炭販売に関して厚い信頼を得ております。

③炭鉱開発の企画・提案力＝これまで北米、インドネシアなどの海外炭鉱において、当社グループの技術力を活かした投資活動を行ってきましたが、今後もこの強みを活かして海外の炭鉱開発に邁進します。

当社グループは、この3つの源泉を駆使して、今後も海外炭鉱の開発、権益取得を目指し、高収益体質を磐石のものにするとともに、市場の変化を踏まえて当社グループが持つ情報ネットワークを最大限に駆使し、新たな事業にも積極的に取り組んでいく所存であります。

こうした当社グループの事業戦略は、財務体質の強化を図りつつ、企業業績の向上を目標とするものであり、その実現こそが株主価値の向上に大きく貢献するものと確信しています。

また、当社グループの基本理念は「人と社会の役に立つ企業を目指す」ことであり、事業運営にあたっては顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、地域社会との調和、環境への配慮などステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えます。

以上のとおり、当社グループの基本的な事業運営の考え方は、長年に亘る国内炭鉱経営で培ってきた技術力を初めとする3つの源泉を元に、中長期的な視点に立ち、ステークホルダーからの信頼を高めていくことであります。この考えに立って、今後も当社グループの事業を継続・発展させていくことが、企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、「スピードをもった経営」と「経営資源の選択と集中」を経営の基本方針としており、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営計画

当社グループは、経営理念の一つである「経営資源の選択と集中」を徹底的に推し進めるとともに、最近の計画においては、以下の点を重点施策として取り組んでおります。

①収益力の強化

当社グループは、これまで多岐に亘る事業を行ってまいりましたが、収益力を強化するために、「経営資源の選択と集中」が不可欠であると判断いたしました。

具体的には、当社建機材事業における不採算部門の圧縮を実行し、また当社グループにおいては平成 20 年度に行った松島コールライン(株)と松島港湾運輸(株)との子会社間合併、平成 21 年度に行った松島建設工業(株)の売却、平成 22 年度に行った松島建材(株)の売却などによりグループ全体のスリム化を図りました。

そして当社グループの基本に立ち返り、石炭すなわち燃料・エネルギー事業の拡充に経営資源を注入することといたしました。

そのため海外炭鉱への資本参加や販売権の獲得に努めるなど、積極的に事業展開を行った結果、豪州、インドネシア、カナダなど多様な海外炭供給ソースを確保することにより石炭取扱量が増加し、安定的な収益源となっております。

当社グループにおきましては、今後とも燃料・エネルギー事業を中心として、更に同事業の周辺において新たな事業を積極的に展開し、確固たる収益基盤を築き、収益力の強化に努める所存であります。

②財務体質の改善と強化

今後とも予想される大きな経済変動に耐えうるように強固な財務基盤を構築していく見地から、基本方針として今後も財務体質の強化に努めてまいります。

具体的には、平成 21 年度の公募増資と第三者割当増資により新株の発行を行い、皆様のご理解を得て合わせて約 44 億円の資金調達をすることができました。この調達した資金につきましては、豪州・リデル炭鉱の設備投資資金に充て、更なる収益性の向上に寄与しており、財務体質の強化につながりました。

当社グループにおきましては、今後とも経営資源の選択と集中を推し進め、更なる財務体質の強化に取り組んでまいります。

(4) 利益還元のかえ方

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応

するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、今後につきましても、この基本方針に基づき、長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指しております。

(5) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業は、株主を含めたステークホルダーからの信頼にその存立の基盤を置いております。

当社グループにおきましても、ステークホルダーからの要望に応える為には収益の追求が不可欠であります。それは健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ企業の永続は望めないと考えます。企業収益を追求しつつ信頼を獲得し、これを益々強固なものにしていくには、確固たる統治機構（ガバナンス）を社内構築し、コンプライアンス徹底に努めることが企業経営の基本であり、最終的に企業価値の向上に繋がると考えております。

また当社グループは、企業倫理とコンプライアンスの重要性を全役員・使用人に認識させることを目的として「三井松島行動憲章」を制定、「三井松島グループコンプライアンスマニュアル」を配布し、遵守の徹底に努めております。

更に当社におきましては、取締役会の監督機能の強化のため、現在、取締役6名中2名を独立性を有する社外取締役として選任しており、また監査役におきましても4名中3名を独立性を有する社外監査役として選任しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めています。なお、本定時株主総会後には、株主の皆様にご承認いただけた場合、社外取締役1名が再任予定であり、任期中の社外監査役2名とともに当社はこれら社外役員全員を東京証券取引所に独立役員として届出を行い、今後も経営の透明性や健全性並びに客観性を確保し、コンプライアンスの徹底を含めたガバナンスの強化を図ってまいります。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の所有者（注2）及びその共同所有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該所有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

2. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記 3.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 4.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記 3.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 3.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によ

（注1）金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する所有者をいい、同条第 3 項に基づき所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同所有者をいい、同条第 6 項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。

（注7）金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等保有割合をいいます。

って当社グループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記 4.(2)(3)）。

3. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、意向表明書及び本情報の提出に際し、使用する言語は日本語に限ります。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を速やかに公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近 3 ヶ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件

- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後３年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、合理的な期限を定め、追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会が大規模買付者による本情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から 60 日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価

期間」といいます。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

(3) 独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

①大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記3.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか(後記4(2)①)について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付措置を発動すべきでない旨を取締役会に対して勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していな

いことが明らかな場合には、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきである旨を取締役会に対して勧告します。ただし、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

③大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合であっても、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記 4(2)②）を具備しているかについて検討してその結果を取締役会に勧告し、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、例外的に大規模買付対抗措置の発動をするべきである旨を取締役会に対して勧告する場合があります。ただし、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

独立委員会は、上記事項について取締役会に勧告します。

本施策継続時の独立委員会規則の概要は別紙 2 をご参照ください。

また、本施策継続時の独立委員会は、現任の社外取締役及び社外監査役各 1 名に、社外有識者 1 名を加えた合計 3 名により構成されます。その委員候補者の氏名及び略歴は別紙 3 のとおりです。

4. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為

を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙 4 に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたと

きは、例外的に当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとしませんが、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買い付けで全株式の買い付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買い付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員その他の利害関係者との

関係を破壊し、当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(vii) 買い付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を速やかに公表するものとします。

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以

下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、又は（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

①大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付が存しなくなった場合
②事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記(2)②記載の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

5. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策の有効期間は、平成 23 年 6 月 24 日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成 26 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時点までの 3 年間とします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

6. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 12 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第4 本施策の合理性について

1. 買収防衛策に関する指針を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第3に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第3において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 本施策継続手続き及び改廃の可能性

本施策は、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により継続が決定されたものであり、当該取締役会においては、当社監査役4名（う

ち3名は社外監査役)の全員が出席する監査役会においていずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨、監査役会を代表して常勤監査役より意見が述べられています。

また、前述第3の5.に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第3の4.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第3の4.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

第5 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株式を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が、新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記第3の4.(3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

以上

当社株式の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

- ・発行可能株式総数 300,000,000 株
- ・発行済株式総数 138,677,572 株
- ・株主数 13,413 名（当社を含む）
- ・大株主の状況

順位	氏 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
1	立花証券株式会社	5,136	3.70
2	日本証券金融株式会社	3,872	2.79
3	株式会社三井住友銀行	3,318	2.39
4	株式会社親和銀行	3,268	2.36
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,246	2.34
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,126	2.25
7	福 島 洋 介	2,400	1.73
8	野村證券株式会社	2,085	1.50
9	森 治	2,020	1.46
10	モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	1,794	1.29

（注）所有株式数の割合については、自己株式（27,191 株）を控除して算出しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は 3 名以上 5 名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1)委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価の上、委員会としての決定を行い、その決定の内容及びその理由を当社取締役会に勧告する。

- ①大規模買付者が提供する情報の十分性について
- ②大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ③大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
- ④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

(2)委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

- ①大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価

- ②当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
- ③前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項
- (3)委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として指示することができる。
 - ①大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
 - ②大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表に関する意見
 - ③大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
 - ④大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1)委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2)委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者略歴

本施策の独立委員会の委員候補者は、以下の 3 名を予定しております。

長門 博之（ながと ひろゆき：昭和 26 年 7 月 29 日生）

【略 歴】

昭和 56 年 4 月	弁護士登録
昭和 61 年 4 月	長門博之法律事務所開設
平成 14 年 6 月	当社監査役（現任）
平成 22 年 6 月	大石産業㈱ 監査役（現任）

- 注 1. 長門 博之氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

小西 龍治（こにし りゅうじ：昭和 20 年 3 月 12 日生）

【略 歴】

昭和 42 年 4 月	㈱日本長期信用銀行（㈱新生銀行） 入行
平成 5 年 6 月	同行 取締役就任
平成 8 年 12 月	同行 常務取締役就任
平成 10 年 3 月	同行 常務取締役退任
	その後、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科講師、 グラクソスミスクライン㈱取締役、 九州大学大学院 産業学府産業マネジメント専攻教授などを歴任
平成 20 年 4 月	立命館アジア太平洋大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

- 注 1. 小西 龍治氏は、これまで当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

篠原 俊（しのはら たかし：昭和 29 年 12 月 7 日生）

【略 歴】

昭和 52 年 4 月	監査法人中央会計事務所 入所
昭和 55 年 6 月	公認会計士登録
昭和 57 年 1 月	公認会計士篠原俊事務所 開業
平成 16 年 4 月	国立大学法人九州大学 監事（現任）
平成 19 年 5 月	㈱ベスト電器 監査役（現任）
平成 19 年 10 月	福岡リート投資法人 監督役員（現任）
平成 22 年 6 月	日本公認会計士協会北部九州会 会長（現任）
平成 22 年 6 月	当社取締役（現任）
平成 22 年 7 月	日本公認会計士協会 常務理事（現任）

- 注 1. 篠原 俊氏は、昭和 55 年から昭和 56 年まで監査法人中央会計事務所において当社の監査業務に関与しておりましたが、それ以降は当社の監査はもとより、当社の業務に関与したことは一切ありません。
2. 同氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
3. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出を行っております。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注8）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注9）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これらの①ないし⑤に該当する者の関連者（注10）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権 1 個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

（注8）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注9）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して 20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注10）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項）をいいます。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上